

令和7年度座間市立小・中学校
ICT活用教育支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年10月

座間市教育委員会

令和7年度座間市立小・中学校 ICT 活用教育支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、令和7年度座間市立小・中学校 ICT 活用教育支援業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 件名

令和7年度座間市立小・中学校 ICT 活用教育支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和7年度座間市立小・中学校 ICT 活用教育支援業務委託」仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 予算上限額

予算上限額 23,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※注1. 参考見積は予算上限額を超えてはならない。

※注2. 当該委託に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続きを行わない。なお、この場合において市はいかなる責めも負わない。

4 参加資格要件

参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 令和6年9月1日時点で、座間市入札参加者名簿（情報処理業務委託）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 法人税、消費税、地方消費税、事業税若しくは県民税又は市内に事務所若しくは事業所を有している者にあつては、市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者。
- (4) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく停止措置を受けていない者。
- (5) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められない者。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者。

- (8) 過去5年以内に、国又は地方公共団体が発注した同様の業務（小・中学校における ICT を活用した教育支援業務、小・中学校15校程度）を元請として受注し完了した実績があること。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）として（ISO/IEC 27001）を ISMS 認証機関より付与されていること。申請時にその停止および取り消し処分を受けていないこと。

5 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

6 参加表明手続

(1) 提出書類

- ①プロポーザル方式参加表明書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③業務委託実績申告書（様式3）
 - ・業務委託実績を確認できる契約書の写しを添付すること。

(2) 提出先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市教育委員会 教育部 教育研究所 研究相談係

(3) 提出方法

教育研究所研究相談係へ直接持参又は郵送（書留等郵便物の送達課程が記録されるもの）により提出すること。

(4) 提出期限

令和6年10月18日（金）12時まで（郵送の場合も必着厳守）

(5) 参加資格要件の確認結果

提出された参加表明書等を確認のうえ、プロポーザル方式参加資格確認結果を通知する。（令和6年10月25日（金）12時までにメールで通知予定）

7 提案書の受付

- (1) 参加資格要件の確認結果、参加資格を有すると認められる者から、次のとおり提案書を受け付ける。

様式名	様式の内容	提出部数	
		正本	副本
様式A	提案書（正本用表紙）法人名・代表者印押印	1部	
様式B	提案書（副本用表紙）無記名・ロゴマーク等禁止		8部
様式4	プロポーザルの提案に係る参考見積書	1部	
様式5	提案書	1部	8部

(2) 提案件数

提案書は1者につき1提案のみとする。同一企業の本社、支店等での重複応募は認めない。

(3) 提出先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市教育委員会 教育部 教育研究所 研究相談係

(4) 提出方法

教育研究所研究相談係へ直接持参すること。

(5) 提出期限

令和6年11月15日(金) 17時(必着)

(6) 提案書作成上の留意事項

①プロポーザルの提案に係る参考見積書(様式4)について

- ・「令和7年度座間市立小・中学校 ICT 活用教育支援業務委託仕様書」(以下、仕様書という。)を精査の上、様式4を使用し、記名・押印のうえ提出すること。
- ・参考見積額が予算上限額を越えていないこと。

②提案書について

- ・提案書(正本用表紙) 様式A 法人名・代表者印押印
- ・提案書(副本用表紙) 様式B 無記名・ロゴマーク等禁止
- ・提案内容 様式5により作成する

ただし、その様式に準じたものであれば、別途作成のものでも可。提案内容の順序は、「様式5」の順に作成する。

③書類作成方法について

提出書類は、Word 文書等を用いて作成する。

ただし、証明書類及び既存の会社案内等を用いる場合はA4判サイズに加工すればこの限りではない。

④用紙サイズについて

用紙は、A4判両面印刷、縦型、横書、左綴じを原則とする。

⑤字数及び字体について

各様式の枠の微調整は可とし、字体及び文字のサイズ等の制約はない。

⑥提案書正本について(様式A)

正本の表紙のみ、タイトル名「令和7年度座間市立小・中学校 ICT 活用教育支援業務委託提案書」と法人等団体名を記載し1部提出すること。

⑦提案書副本について(様式B)

副本については、審査資料とするため、提案書中に提案事業者を特定される法人名、ロゴマーク等の表示及び記述を一切しないこと。

⑧その他

(ア) 参加資格確認の結果資格有りとなされた場合において、提出期限までに提案書の提出がないときは、辞退したものとする。

(イ) 提出された提案書は返却しない。

(ウ) 提案書の提出後の追加修正は認めない。

(エ) 提出書類の著作権は本市に帰属し、本案件に関する報告、公表のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

また、本案件に係る情報公開があった場合には、座間市情報公開条例(平成16年座間市条例第17号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

8 質問書の提出と回答

提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

①受付方法

- ・質問書(様式6)により、電子メールのみで受け付ける。なお、メールの件名に【ICT活用教育支援業務委託提案質問】と表記すること。
- ・メール送信後、担当課に送信確認の電話をすること。
- ・電話・来庁等口頭による質問は不可とする。

②受付期間

令和6年10月25日(金)13時から、令和6年11月1日(金)

12時まで

※受付期間終了後は、質問は受け付けない。

③提出先

メールアドレス kkenkyu@city.zama.kanagawa.jp

④回答方法

質問に対する回答は、一括して回答書に取りまとめ、令和6年11月7日(木)12時までに、市ホームページに掲載する。

9 プレゼンテーション等

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- ① 日 時 令和6年12月18日(水) 時間等は別途通知
- ② 場 所 座間市役所 本庁舎5階 教育委員会室
- ③ 内 容 提案者1者につき、40分以内(提案20分、質疑応答20分程度)
- ④ 出席者 提案者1者3名以内(その内1名は、事業所内で管理指導にあたる統括責任者であること)
※統括責任者とは：仕様書5(1)アを参照

⑤ その他

(ア) プレゼンテーションで機器類を使用する場合は事前連絡すること。パソコンは提案者が持参すること。

なお、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル(HDMI)は事務局で用意する。

(イ) 提案者が5者以上になった場合は、選定委員会において、あらかじめ提案書について事前評価を行い、上位4者に対しプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。この場合において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施しない者は、参加資格を喪失したものとみなす。

(ウ) 提案者が1者であった場合でも選考を行うものとする。

- (エ) プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、参加者が特定可能となるような表現をしないこと。
- (オ) プレゼンテーションに出席しなかった者は辞退したものとみなす。

1 0 評価方法

- (1) 評価は、座間市立小・中学校 ICT 活用教育支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下、選定委員会という。）が行う。
- (2) 評価方法は、選定委員会が提案資料を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別紙評価基準表に照らして提案内容等を評価する。
- (3) 評価の結果、最も評価点数が高い者を第1受託候補者とする。また、2番目に評価が高い者を第2受託候補者とする。
なお、最高得点者が2者以上となった場合は、提示された参考見積額がより廉価な提案者を第1受託候補者とする。
- (4) 評価点数が満点の60%未満の場合は失格とする。

1 1 結果の通知

結果は令和7年1月21日（火）に参加者に文書で通知するとともに、座間市ホームページに掲載する。

1 2 本公募型プロポーザル方式の結果及び契約について

- (1) 第1受託候補者に特定された参加者は、提出書類に基づき、具体的業務内容を市と協議するものとし、市と第1受託候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に限り、業務委託契約を締結することとする。
- (2) 契約及び手続きは、座間市契約規則及び契約約款による。
- (3) 契約の締結にあたっては、令和7年3月座間市議会定例会における令和7年度当初予算案の承認を前提条件とする。
- (4) 第1受託候補者が辞退その他の理由で契約できない場合は、第2受託候補者と契約に向けた協議を行う。

1 3 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案はすることができない。また既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 「4 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 参考見積額が予算上限額を越えている場合。
- (3) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) 本プロポーザルの公平性に影響を与える行為があったとき。

1 4 その他

- (1) プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、本プロポーザルに応募する者の負担とする。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。

1 5 スケジュール

No.	内 容	期 日
1	募集告知開始	令和6年10月 8日 (火)
2	参加表明書提出	令和6年10月18日 (金) 12時まで
3	参加資格確認結果通知	令和6年10月25日 (金) 12時まで
4	質問書受付期間	令和6年10月25日 (金) 13時から 11月 1日 (金) 12時まで
5	質問書に対する回答	令和6年11月 7日 (木) 12時
6	提案書提出期限	令和6年11月15日 (金) 17時まで
7	審査会 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和6年12月18日 (水)
8	評価結果通知	令和7年 1月21日 (火)
9	契約事務手続	令和7年 3月下旬予定
10	業務開始	令和7年 4月 8日 (火) 予定

1 6 書類の提出先及び問合せ先

〒252-8566

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市教育委員会 教育部 教育研究所 研究相談係

電 話 046-252-8460 (直通)

FAX 046-252-4311

E-mail kkenkyu@city.zama.kanagawa.jp